

総務常任委員会

令和6年6月13日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
嶋田 善行
中川 議長

○奥村 容子
宮崎 和彦

溝部真紀子
木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	政策財政課長	中尾 歩美
同 課 長 補 佐	関元 佑治	税 務 課 長	真弓 啓
同 係 長	栗巢 仁也	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	松本 暢之	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦	同 課 長 補 佐	今田 善友

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 嶋田委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、宮崎委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案 （1）議案第32号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。それでは、議案第32号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教育次長

本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明に代えさせていただき、条例本文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をお願いいたします。

今回の条例改正は、子育て支援のより一層の充実のため、斑鳩町立学童保育室の入室資格について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容として、“町立小学校の在籍児童”としております学童保育室の入

室資格について、“小学校に就学している児童であって、町内に住所を有する児童又は町内の小学校に在籍する児童”とするよう見直しを行うものでございます。

町立小学校に在籍する児童に加えまして、町内に住所を有する町外の小学校に通う児童につきましても、学童保育室に入室できることとしてまいります。

続いて、2. 施行期日でございます。本条例は公布の日から施行してまいります。

以上、議案第32号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回、この改正を行った理由っていうんですかね、なんでこれまでやってなかったのに、今回、こういうふうにしはったんか教えてもらえますでしょうか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 実際に、今申しあげました、斑鳩町の子どもさんと、町外の小学校に通う子どもさんにつきまして、夏休みの期間中、斑鳩町立の学童保育を利用できないか、というようなご相談がございました。ついては、県内の状況でございましたりとか、他市町村の状況も確認させていただくなかで、やはり、斑鳩町の当町の子どもさんだということなので、子育て支援の一環として、今回、条例改正をさせていただくという、運びになったものでございます。

木澤委員 町内在住の方で、私立の小学校に行っておられる方っていうのは、何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

教育次長 入学時の、住民登録との人数の差で申し上げますと、1年生から6年生で20人程度の子どもさんが、町外の学校に通われているというところでございます。

木澤委員 実際に私立に行ってはる方で、町立の学童に入室したいという申込みはどれくら

いあったんですか。

教育次長 以前の状況等はちょっと不明ではございますけれども、今回、1件、ご相談があったというものでございます。

木澤委員 総括質疑でも定員との関係で心配をされておられましたけれど、各学童で定員がどうなっていて、在籍の児童がどれくらいいるのかと、面積要件でみるとどれくらいの空きなのか教えてもらえますか。

教育次長 まず、順番にご説明をさせていただきます。斑鳩学童保育室につきましては、条例定員は140人でございます。面積要件で言いますと179人。

今回、夏休み期間中に限る、短期の子どもさんも含めまして188人の今現在の入室の状況でございます。昨年もそうだったんですけれども、面積要件を超えているというところで、斑鳩学童保育室につきましては、小学校の空き教室を1室を使いまして、3支援単位で対応したというところで、今年度もその形で全ての児童を受け入れていくということで対応できたらなというふうに思っております。

次に、東小学校につきましては、条例定員が110名のところ、今現在、夏休みの短期も含めまして133名の入室希望がございます。こちらにつきましては、面積要件は139名というところになっておりますので、すべての子どもたちが100%通室するというものではございませんので、面積要件上はクリアはできているものという認識をしております。

続いて、斑鳩西学童保育室ですけれども、条例定員が100名でございます。今、申込みのほうで、夏休みの短期も含めまして、92名となっております。面積要件は149名のなかで、条例定員、また面積要件のほうも、西学童保育室については、クリアをしているという状況でございます。

木澤委員 斑鳩が空き教室も利用してってということでいうと、通常でしたら定員が140ですけれども、空き教室プラスしてっていう理解でいいんですよね。

教育次長 通常の小学校の空き教室1室になりますので、40名ないしは50名程度は受け入れをしていけるというところで、あとは指導員等の確保もありますので、そのあ

たりも見ながらにはなりますけれども、短期の学生アルバイトさんも含めまして、人員も確保しながら、柔軟に対応していけたらということで現在取り組んでいるところでございます。

木澤委員 今、1名の方が相談に来られているということでございますけれども、最大、20人の方が申込みをされた場合でも、待機を出すことなく、対応していけるというふうに町は考えてはるのでしょうか。

教育次長 今現在、学童保育室につきましては、かなり、ニーズが上がってきているといえますか、ニーズが増えてきているというところの認識はしております。そうした中で、指導員の確保等々含めまして、柔軟に対応するなかで、受け入れていきたいというふうに思っておりますので、その方向で取り組んでいきたいということで、ご理解いただければと思います。

木澤委員 この改正については決して悪いことだというふうに私は思いませんが、そう心配される声もありますので、町として十分に受け入れできるような体制をとっていただいて対応いただきたいと思います。

委員長 そのほか、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育次長 異議なしと認めます。よって、議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第34号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結につい

てを議題とします。

理事者の説明を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 それでは、議案第34号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教育次長 今回の中央体育館空調設備整備工事は、スポーツ実施時の熱中症を防止するとともに、スポーツ施設及び避難所施設としての環境を向上するため、中央体育館アリーナ、サブアリーナ及び武道場に空調設備を整備するものでございます。

また、整備にあたりましては、スポーツ実施における風の影響がない輻射式パネル冷暖房システムを導入することとし、アリーナについてはecowinパネルという全く風の出ない方式、サブアリーナ及び武道場については、ecowinHYBRIDパネルという吹き出し式エアコンを併用することで、より即効性を高める仕様としています。

本議案は、当該工事の請負契約の締結について、予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1号第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

去る5月17日に入札を執行いたしまして、応札業者は1社で落札率は98.85%、5月22日に仮契約を締結しておりまして、本議会において議決を賜りまして、本契約を締結させていただきたいとそうように考えています。

本工事のスケジュールでございます。7月から10月までが準備期間、現場での工事は11月以降を予定しております。この間、11月から1月までの3か月間について、体育館の使用休止を予定しております。

なお、トレーニングルームや研修室等、工事との調整のなかで使用可能な部分は極力使用を中止せずに運営してまいりたいと考えておりまして、今後、施工業者と調整等してまいります。

以上、議案第34号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、なにとぞ、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 応札業者、1社だけってことなんですけれども、これは、技術的に非常に難しいとか、そういった形なんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今回、中央体育館のほうで整備をしようとしております輻射式パネル冷暖房システムというものにつきましては、確かに比較的新しい空調設備、空調の方式ではございますけれども、特に特殊な技術を要する工事ではないというふうに認識をしております。そうしたなか、今回一般競争入札として、実施をさせていただいたものでございますので、1社の入札ではありましたものの、入札としては成立しているというところで思っております。

木澤委員 あと、この事後審査型というのはどういうやつなんですかね。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 はじめにあの、これ、制限付って書いておりますので、一定の要件を斑鳩町が課します。その要件に自分のところは合うよということで、応札をされます。そのあと、その要件等を審査して、ほんとに合ってるかどうかを審査した結果、合ってますよとなれば、その業者さんと契約を結ぶということで、事前に審査するのか、応札があった後に審査するのか、その区分で事前審査型と事後審査型が分かれています。

なぜ、このような方法をとったのかと申しますと、事前審査の場合でしたら、全ての業者さんの審査をしなければいけない。いわゆる過去の実績であったり、経審点数であったりということを、全部、審査しないといけませんので、事務のいわゆる煩雑さがありますので、今回、こういった形の事後審査型でしたら、その業者、

その業者、もしこれ、その業者１社、１社ごとに審査をしていきますので、いわゆる事務効率も上がるといった形で、今、こういった形でとられている自治体が多くなっていますので、本町もそういった入札方法を導入しているというところでございます。

木澤委員 確かに、手間から考えたらこっちのほうが、効率的ではあるとは思いますが、ただ入札終わった後に、その業者が審査してダメだった時にはどうなるんでしょうか。

総務部長 仮に、審査してダメだったとなれば、応札が複数あれば、次の業者さん、次の業者さんというようなかたちで、順に下に、下っていきますんで、そういった関係で、例えば、一番安い価格で応札されたところが、仮に要件にあてはまらなかったら、次の業者さん、次の応札の低いところ、２番手のところに、審査が回ってきますんで、複数あれば担保はできる形になっています。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 この中央体育館、築何年ですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 平成元年の建築になっておりますので、３６年を経過しているという状況でございます。

嶋田委員 そうしたら、耐用年数、あと何年ほどもついうたら、語弊あるけれども、何年ほど、次の新築まで、何年ほどありますか。

教育次長 今現在、３６年を確かに経過しております。鉄筋コンクリート造になりますので、６０年という耐用年数の中であと３０年程度、あとは長寿命化等もございますので、一定３０年を目途に稼働はしていくものだというふうには思っております。そうした中で今回の冷暖房システムにつきましては、一旦１５年、いわゆる中間

年のところで一定の機器更新、部品の更新というものも見させていただく中で、30年間稼働するというところで、今回、見込んでおるというところでございます。

嶋田委員

こっち質問してないのに、ある程度答えていただきましてありがとうございます。
残り30年、実際30年かどうかわかりません。36年が24年、そやけどざっと30年、長寿命化といったってたかがしれてますわな。そんなら30年で3億円、しかも新築でやるんやなしに、36年経った物件に3億円突っ込む理由というのはなんですか。

教育次長

今回、空調設備を整備していくと、避難所でもございます。そういったところで整備していくというようなところで、費用対効果を含めて検討もさせていただいて、また、確かに3億円以上の工事費がかかっておりますけれども、財源のほうも確保しながらというところで、検討させていただいたところでございます。

そうした中、予算レベルでのお答えにはなってはしまいますけれども、まずスポーツ振興くじの助成金のほう2千万円満額を受ける予定と、今しております。それと残りの、2千万を引いた残りの分につきましては、緊急防災減災事業債ということで、交付税算入率70%の起債を使わせていただきまして、実際の町負担額は9,696万円ということで見込んでおります。

また、そうした中通常のビルマルチエアコンにつきましても、比較検討の中で検討させていただきまして、ビルマルチエアコン、通常のエアコンであっても2億6千万円程度かかってくるというところで見させてもらってます。

今、申しあげましたスポーツ振興くじ、また有効な起債のほう、緊急防災減災事業債を活用することで、ビルマルチエアコンで7,254万円、これだけの町負担がかかってくるところで差引き2,400万円程度、今回確かにイニシャルコストとしては、パネル式のほうが高くなるというところでございます。

ただ、維持管理経費等々も勘案をいたしまして、保守費用、また電気代等で、年間概ね180万円程度、今回のパネルのほうランニングコストとしては抑えられるというところがございますので、それで計算いたしますと、概ね中間年の15年でちょうど今回のイニシャルコストの、いわゆる投資経費のほうの逆転が生じてくるというようなところがございます。

また、30年になってまいりますと、約2,800万程度、今回のパネル式のほ

うが安価に、トータルで抑えられるということになりましたので、そういったところから、今回パネル式の方を今回採用させていただいたというところでご理解いただきたいというふうに思います。

嶋田委員 ということは、これ避難所に指定されてますよね、そこらへんも国からの補助い
うんですか、あるわけですか。

教育次長 避難所でありますので、今、委員ご質問いただいております避難所でございます
ので、先ほど申しあげた緊急防災減災事業債、交付税算入70%。町負担が30%
で抑える起債のほうを活用できるというところで、その起債のほうも活用させてい
ただいて、今回整備をしていきたいというところでご理解お願いできたらなという
ふうに思います。

嶋田委員 そしたらここに町債、100%町債やと、3億なんぼ町債やということを記載し
てあったけど、町民に説明する場合には、今おっしゃったようなことでええわけ
すな。

教育次長 委員おっしゃっていただいておりますように、起債充当率は100%になってお
りますので、起債を2千万円、先ほどの振興くじを、スポーツ振興くじを引いた残
りに100%起債をあてさせていただきます。

ただ、後年度交付税算入ということで、70%分は交付税算入されますので、実
質的な町負担額としては30%ですと、3億4千万のうちの9,600万円という
ところがございます。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 ひとつ教えていただきたいんですけども、先ほどランニングコストが180万
円年間で抑えられるというふうに教えていただいたんですけども、これどれぐら
い1年間で稼働される、この空調設備はどれくらい稼働されるという見込みなん
でしょうか。

委員長	本庄教育次長。
教育次長	今回、熱中症対策というところで、整備をするという前提の中で、試算の中では夏場の期間として6月から9月、この3か月間、105日間ありますけども、その期間、冷房を1日12時間動かしたとして一旦仮定をさせていただいて、試算をさせていただいてるところでございます。
溝部委員	最大のということですね。ということは、実際よく小学校の体育館を借りてる方が空調ね、そこまでの利用率じゃないのかなと思うんですけども、同じように中央体育館もここまでの稼働率はない可能性というのはあるってということですね。
教育次長	稼働の方法につきましては、他市町村見ておりますと、いろんな稼働の仕方、夏場は全館冷房を入れたりとかというような体育館もあるようでございますので、そういったところも研究を引き続きさせていただきながら、稼働方法については検討させていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
委員長	奥村委員。
奥村委員	中央体育館に空調設備を設置していただけるということで、大変ありがたいかなと思っております。大阪とか、斑鳩町を取り巻く自治体でも体育館、避難施設としてまだなかなか空調設備をしていない中でしていただく、先進的にしていただくというのはありがたいと思います。また、そういう意味での防災としての町の認識、空調をしっかりとやっていくということに関しての認識についてちょっと伺いたいと思いますけれども。
委員長	西巻総務部長。
総務部長	斑鳩町といたしましては、やはり小学校の体育館も含めまして、中央体育館、防災、いわゆる避難所の拠点となるところでございます。いつ災害が起こるかもわかりません。また、どれだけ避難されるかもわかりません。そうした中で、避難され

た方の命を守るためには、やはりこういった設備が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

そうした中でやはり備蓄の方ですね、そういったものも充実させていきながら、今後とも防災対策には重点を置いた形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習

皆さんおはようございます。

課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてご報告いたします。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの令和5年度の入館状況についてご説明いたします。お手元に配付しております資料1「令和5年度 斑鳩文化財センター入館者数(令和6年3月31日現在)」をご覧くださいませでしょうか。

資料の構成につきましては、1で通常開館における入館者数、2から4で企画展、速報展および特別展の開催期間における入館者数、そして、5で入館者総数に区分して整理しております。

一番下の5のところではありますが、令和5年度の入館者総数は7,931人となっております。令和4年度と比較しまして308人の減となっており、一日当たりの平均人数では前年度と比較して94.5%と減少した結果となっております。

この減少した主な理由としては、令和4年度において、新型コロナウイルス感染の取り扱いが緩和され、旅行者をはじめ外出される方が増えたことで、前年度の令和3年度と比較しまして1,500人余り入館者が増加しており、令和5年度においては、その反動と、令和5年度の春季企画展が歴史資料の展示ではなく、国内の世界遺産を紹介するパネル展であったことなども、減少した要因であったと分析しております。

今後も、文化財活用センターにおける展示会をはじめとする文化財事業の内容について十分に検討をいたしまして、引き続き魅力ある歴史や文化の情報発信について努めてまいりたいと思います。

次に、6月30日までを展示期間として、文化財センター春季企画展「発掘調査速報展 新たに見つかった斑鳩のお宝」関連行事の歴史講演会の開催についてであります。6月9日に、斑鳩町中央公民館大ホールにおいて、舟塚古墳の発掘調査を担当されました奈良大学の豊島直博教授と、若草伽藍跡推定地の発掘調査を担当しました、当町生涯学習課の荒木課長補佐による発掘調査の成果の報告を内容とした講演会を開催し、80名の方にご参加いただきました。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。6月25日に、令和6年度 第1回斑鳩町文化財活用センター運営委員会の開催を予定しております。当日は、昨年度の事業報告や今年度の事業進捗について委員のみなさまに報告や説明を行い、それらに対するご指導・ご助言を賜るとともに、現在開催しております春季企画展を視察いただく予定としております。

次に、史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開についてであります。5月25日と26日の二日間実施し、全国各地から368名の藤ノ木古墳ファンの方々にお越しいただきました。町職員の解説とともに、臨場感たっぷりの石室内や石棺を間近にご見学いただき、大変喜んでいただいたところであります。

また、前回の5月22日開催の総務常任委員会において、木澤委員よりご質問を受けておりました、史跡藤ノ木古墳の文化財体験アプリ「AR藤ノ木古墳散策」のダウンロード数につきましては、6月9日段階で306件のダウンロードをいただいておりますことをご報告いたします。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 文化財センターとか藤ノ木古墳の石室公開もそうなんですけど、リピーターの方ってどれぐらいいらっしゃるものか把握されてますか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 リピーターにつきましては、特にアンケート調査を実施しておりませんので、数的なものの把握はしておりませんが、会話をする中で、例えば藤ノ木古墳の石室公開でしたら、かなり何回も来ていただいているというお声も聞きます。

ですから、その辺でいきますと、文化財センターの町内の方が毎回4分の1ほど入館者数があることを思えばですね、リピーター数はかなりの数はあるんだと考えております。

木澤委員 そういうリピーターの方への情報発信と、新しく来館を求めている情報発信と、何か使い分けられているのでしょうか。

生涯学習課参事 今まで来ていただいたリピーターの方は、斑鳩町が好きだとか、藤ノ木古墳が好きだとか、というような形で常に情報を収集されておられる方だと思います。

それで新規の方々につきましては、先般来いろいろご指導もいただいておりますけど、今回もSNSを活用しまして、そういった町のホームページ、そしてライン、フェイスブック、そしてインスタグラム、そういったものも公開しまして、新規の方にそういった情報が伝わるような努力をしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

（１）令和５年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。

真弓税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項（１）令和５年度町税収納状況について、ご報告いたします。

資料２をご覧くださいませでしょうか。はじめに、調定額であります。上の表のＢ列の一番下、合計の欄をご覧ください。なお、各税目別の収納状況につきましての説明は省略させていただきますので、後ほどご確認くださいませようお願い申し上げます。

令和５年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせまして３１億５，５８４万４円となっており、前年度と比較して２，６２１万６，３８６円、０．８％の増となっております。

次に、その右側、収納額であります。令和５年度の町税収納額は３１億２，１００万１２５円となっており、前年度と比較して２，２２８万９１７円、０．７％の増となっております。

次に、同じ行の右から３列目、調定額に対する収納率であります。令和５年度の現年分と滞納分を合わせた全体の収納率は、前年度と比較して０．１ポイント減の９８．９％となっております。このうち現年分の収納率は、前年度と比較して０．１ポイントの減、滞納分は７．５ポイントの減となっております。

最後に、滞納繰越額の状況についてであります。同じ行の右から４列目、調定額に対する収納残額をご覧ください。令和５年度末の収納残額、滞納繰越額は３，４０９万２，７９０円で、下の表に記載しております前年度、令和４年度決算における滞納繰越額２，９５６万４，６７６円と比較して４５２万８，１１４円、１５．３％の増となっております。

以上、令和５年度町税収納状況についての報告であります。

よろしくお願い申し上げます。

委員長	報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。
木澤委員	滞納分の収納がだいぶ進んではあるということですね、この数字で見ると。それはどういったあれがあるんですか。
委員長	真弓税務課長。
税務課長	これまでの収納努力というところと、取るものは取る、落とすものは落とすというところでの不納欠損等の整理等、進めてまいりましたので、その結果で進んでいるところかなというふうに考えております。
木澤委員	なにか方式を変えたとか、そういうわけではないんですね。努力をされてということは理解はしますけども。
税務課長	努力というのは、常にやってはおるんですけども、なかなかそれが結びつくかどうかというところもありますので、そのあたりは一概にどうというかたちは、言いづらいところではございますけれども、結果としてこういう形で出てきているのではないかと考えております。
委員長	ほかにございませんか。 (な し)
委員長	次に、(2)定額減税補足給付金(調整給付)について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。
税務課長	それでは、各課報告事項(2)定額減税補足給付金(調整給付)について、ご報告いたします。 資料3をお願いいたします。本事業につきましては、令和5年10月26日に政府で開催された政府与党政策懇談会における総理指示及び令和5年11月2日に閣

議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、先に実施されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への7万円の給付などに加え、定額減税が十分に受けられない人に対し、給付金を支給するものであります。

初めに、1. 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置のイメージについてであります。

先ほど申しあげましたとおり、これまで低所得の住民税非課税世帯への7万円の給付などを実施してきたところですが、概ね図の左半分がこれまでの取組みとお考えいただければと思います。

今回の給付につきましては、太い線で囲っている部分ですが、右半分ですけれども、定額減税により所得税で3万円、個人住民税で1万円の減税を実施していきますが、これを実施しても減税しきれない場合が対象となるということを表したイメージでございます。

次に、2. 支給対象者であります。定額減税しきれないと見込まれる納税義務者で、令和6年1月1日現在で斑鳩町に住所を有する人が対象となります。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外となっております。

次に、3. 支給額であります。納税者及び配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定されます定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る、つまり定額減税しきれない人に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給いたします。なお、所得税分については、推計所得金額を用いておりますことから、確定申告等により令和6年分所得税が判明した結果、給付金額に不足が生じた場合は、不足額について令和7年以降に追加給付されることとなっております。

恐れ入りますが、資料の裏面をお願いいたします。

次に、4. 基準日等であります。実施主体の決定日、これはどこの自治体で支給するのかを決定する日でありますが、令和6年1月1日とされております。

また、給付事務を進める目安となる事務処理基準日は、システム改修の準備が整う期間を考慮し、令和6年7月1日としたところであります。

次に、5. 支給対象者見込数であります。7,500人を見込んでおります。なお、6月議会初日に承認をいただきました補正予算につきましては、この7,500人を想定した内容とさせていただいたところでございます。

次に、6. 支給の流れであります。支給確認書または支給のお知らせを対象者に対し、令和6年8月上旬に発送する予定としております。支給確認書を受け取った人は、内容を確認し、必要事項の記入や本人確認書類の添付などを行っていただいたうえでご返送いただき、審査の上随時支給してまいります。また、支給のお知らせを送付した場合は、受け取った人が内容を確認し、誤り等がなければ、お示しする予定の期日までにその連絡がないことをもって支給内容・支給に同意されたものとし、支給してまいります。なお、初回の支給は8月下旬頃には開始できるものと考えております。

最後に、7. 広報についてであります。町ホームページにおきまして給付金情報を掲載予定であります。また、申請期限のお知らせ等は町広報紙においても掲載予定としているところであります。

以上、定額減税補足給付金（調整給付）についての報告でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 この減税自体は別に悪いことだとは思わないんですけども、昨日、厚生常任委員会で、保育料の話が出て、定額減税されたのちの金額で審査をすると、保育料の収入が減るよという話だったと思うんですけども、ちょっと私この定額減税、どの段階で1万円がどこに影響するのかわからないんですけども、財源自体は国がきちっと100%持つっていう話ですけど、これによって町の収入が減ってしまうというようなことはあるんですか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 まず、定額減税につきましては、減税分が地方特例交付金で100%措置されるということになっておりますので、減税と交付金で、これはプラスマイナスゼロという発想でございます。あとまたこの補足給付金、この分につきましては、100%国のほうから費用のほうは出てまいりますので、それに対して町の財源が減るということは。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 現時点ではまだわからないんですけども、保育料のほうは、財源手当、いわゆる保育料の基準が低くなりますので、保育料も今あるところから下がってきますんで、その差額といったらおかしいですけども、それは今のところ財源手当という形の部分では国は示してないところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点、ご報告させていただきます。職員採用試験の実施でございます。令和7年4月1日採用の職員採用試験を実施してまいります。

まず、募集職種でございますが、一般事務職、保健師、保育士・幼稚園教諭、文化財専門技師とし、一般事務職では、障害者雇用区分を設けることといたします。

なお、受験可能年齢につきまして、今年度は30歳以下とし、文化財専門技師のみ40歳以下として、実施することといたします。

試験につきましては、第1次試験におきまして、昨年度と同様、全職種において、適性検査及び書類選考の2つの方法を組み合わせ実施いたします。

このうち、基礎能力問題と性格検査で職務適性を測定する目的で実施する適性検査につきましては、受験の機会確保の観点から、8月17日(土)から8月23日(金)までの間で、自宅等におけるWeb試験方式といたします。

なお、7月1日からエントリーの受付を開始することとし、7月号の広報いかるが及び町ホームページに関係記事を掲載する予定としております。

以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

安全安心課から1点、ご報告させていただきます。安全・安心にくらせる防犯拠点開所式の開催についてでございます。

本町における犯罪抑止活動を強化するため、新たな安全・安心にくらせる防犯拠点として、世界遺産法隆寺に隣接する奈良県西和警察署法隆寺駐在所跡地において、『動く交番』等が駐留できる環境整備を行ったところでございます。

地域住民の安全・安心にくらせる防犯効果を高め、また、世界遺産法隆寺を参拝される国内外の来訪者が安全で安心して周遊できる体制づくりを奈良県警察と連携し運用するものでございます。

開所式は、来月、7月9日（火）午前10時から法隆寺管長、地元自治会長他の皆様をお招きし、法隆寺駐在所跡地の安全・安心拠点駐車場、及び法隆寺南大門前広場で開所セレモニーを行います。

なお、動く交番は、開所式以降、毎月、隔週の午前もしくは午後月に2回から3回程度駐留する計画でございます。

開設日程につきましては、町広報紙、町ホームページ及び奈良県警察ホームページの動く交番活動予定表にてお知らせをいたします。

以上、安全・安心にくらせる防犯拠点開所式の開催につきましての報告とさせていただきます。安全安心課からは以上でございます。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政
課長

政策財政課から1点ご報告を申し上げます。企業版ふるさと納税の受け入れについてでございます。

このたび、南都銀行様から企業版ふるさと納税をしたいとの申し出がございましたのでご報告させていただきます。

企業版ふるさと納税につきましては、国が認定した、地方公共団体の地方創生事業に対する寄附が対象となっており、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附を行った企業は、税制上の優遇措置を受けることができるしくみとなっております。

以上、企業版ふるさと納税の受け入れにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

仲村教委総務課長。

教委総務
課長

教育委員会事務局総務課から、1点ご報告を申しあげます。子ども議会の開催についてでございます。

今年度から、名称を「子ども模擬議会」から「子ども議会」へと変更することとしております。これは、斑鳩南中学校の給食用リフトの更新など、児童や生徒からの提案が実現しております内容もありまして、児童や生徒からの提案につきまして、町としても、今後も、積極的に施策に取り入れさせていただきたいという趣旨のもと、「模擬」という表現を削除するものであります。

本年は、8月2日の金曜日に、議場をお借りして「子ども議会」を開催することとしております。

昨年度と同様に、町内の小学6年生及び中学2年生の児童生徒が、テーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うこととし、午前中にリハーサルを行い、午後から1日議員の任命式、議会本番の1日で実施を予定しております。

以上、「子ども議会の開催」についてのご報告とさせていただきます。

教育委員会事務局総務課からの報告は以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。木澤委員。

木澤委員

企業版ふるさと納税、報告いただいたんですけれども、金額っていくらですか。

委員長

中尾政策財政課長。

政策財政
課長

このたび南都銀行様のほうが90周年を迎えられまして、奈良県の県内の全市町村に寄付を、総額1億円で実施されるということなんですけれども、個別の寄付額につきましては、公表を希望されていないということでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。
溝部委員。

溝部委員 すみません、中央体育館の施設の利用について教えていただきたいんですけども、最近16歳以下の利用について注意書きが体育館のところにあったんですけども、この内容と経緯を教えていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 以前に中学生の子どもたちだけで、管理する成人の方がおられないというようなところで、利用しておられたというところがございましたので、改めて責任者の方、申込者の方が保護者として同伴いただきたいところで周知をさせていただいたものでございます。

溝部委員 中学生以下だけで利用していると何か問題があったということなんですかね。

教育次長 保護者としての管理が行き届いていなかった案件がございまして、それを踏まえましてそういった形で改めて周知をさせていただいて、お願いをしておるところでございます。

溝部委員 16歳以下にしたっていうのは、その高校生と中学生でその、境目というのはなんか基準があるんですか。

教育次長 高校生以上というようなところでお願いをしておりますので、その方の同伴がなかったということで、改めてお願いをしたということでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前9時52分 閉会)